

「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業／木質バイオマス燃料(チップ、ペレット)の品質規格の策定委託事業」に係る公募要領

【ご注意】

本事業への応募は、NEDOへの書類提出に加え、府省共通研究管理システム（e-Rad）への研究機関及び研究者代表者の登録、応募基本情報の入力が必要です。

e-Radで登録手続きを行わないと応募できません。登録手続きに2週間以上要する場合がありますので、余裕をもって登録手続きをしてください。（提案書・申請書ご提出日には登録手続きを完了して下さい。）

※本公募要領での研究者、研究機関は実施者、実施事業者を示すものとします。

2021年6月29日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部

【受付期間】

2021年6月29日(火)～2021年7月29日(木) 正午 アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先(3)提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/ga/enquetes/rvqly1hosizf>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

■アップロードファイル名は、半角英数字としてください。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業／木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業」に係る公募について
(2021年6月29日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2021年度に「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業／木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業」を実施します。この事業への参加を希望される方は、本要領に従い御応募ください。

本プロジェクトは、一部、2022年度以降の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、事業規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業／木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業」

2. 事業概要

(1) 背景・目的

バイオマスエネルギーの利用拡大を推進し、木質バイオマス燃料に係る事業の持続性に資するためには、国産木質バイオマス燃料の資源量拡大、燃料の安定供給確保、発電コストの低減、地域との共生が必要です。特に、木質バイオマス発電については、燃料の安定的・効率的な供給・利用システムが発展途上であり、森林・林業と発電事業等が持続可能な形で共生する商慣行が定着していないという課題があります。また、バイオマス燃料の生産において、栽培、加工、輸送の各工程において、車両や原料乾燥等のためのエネルギー消費に伴うGHG（CO₂等）の発生が課題となっています。

公正なエネルギー取引を定着させるには、市場取引をする際のルール等の整備と普及を行うための、燃料材の品質規格の策定が必要であり、その運用と定着により、燃料材の市場取引を活性化することなどを図ります。このために、NEDOでは国内の燃料材品質を統一的に評価する仕組みを構築するための委託事業を実施します。

(2) 事業内容

木質バイオマス燃料の品質規格を、原料の材質等も勘案した上で、チップ、ペレットごとに策定し、当該規格とそれを継続運用するシステムの構築を行います。

事業内容等に関する詳細は別紙の仕様書を参照してください。

(3) 事業期間

プロジェクト全体の研究開発期間としての2021年度から2028年度のうち、本委託事業については、NEDOの指定する日から2023年2月28日まで（複数年度契約）とします。

(4) 事業規模と補助率

総額 100百万円程度

委託事業（100% NEDO負担）

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2021年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金及び設備等の十分な管理能力を有していること。
- (3) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等が単独でプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が代表して応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 当該プロジェクトの全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合は、各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有しており、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

4. 提出期限および提出先

本公募要領に従って、提案書を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限：2021年7月29日（木）正午アップロード完了

公募期間：2021年6月29日（火）から2021年7月29日（木）

※期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、「記入上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/rvqly1hosizf>

(3) 提出方法

(2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑱を入力いただき、⑳をアップロードしてください。アップロードするファイルは提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には提案の担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①提案名(プロジェクト名。部分提案の場合は該当研究開発項目。) (※)
- ②提案方式(全体提案 or 部分提案)
- ③代表法人番号
- ④代表法人名称
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者所属住所
- ⑨代表法人連絡担当者電話番号
- ⑩代表法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑪研究開発の概要 (1000 文字以内)
- ⑫技術的ポイント (※)
- ⑬代表法人業務管理者 (※)
- ⑭共同提案法人名及び業務管理者名 (複数の場合は、列記) (※)
- ⑮利害関係者 (※)
- ⑯研究体制
- ⑰研究期間 (提案する研究期間を記載。)
- ⑱提案額 (提案総額を入力。)
- ⑲初回の申請受付番号 (再提出の場合のみ)
- ⑳提出書類 ((4) 提出書類のアップロード)

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- さらに、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、さらに採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。①提案名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人業務管理者、⑭共同提案法人名及び業務管理者名、を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科教授〇〇〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻教授〇〇〇〇

(4)提出書類

- ・提案書本文（詳細は別添1-1）
- ・提案書プレゼン資料（詳細は別添1-2）
- ・事業化計画書（詳細は別添2）
- ・業務管理者の研究経歴書（詳細は別添3）
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添4）
- ・NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添5）
- ・事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添6）
- ・e-Rad 応募内容提案書（詳細は（5））
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先のNEDO部課と過去1年以内に契約がある場合は不要）
- ・直近の事業報告書
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3年分）
- ・NEDOが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(5)提出にあたっての留意事項

- ・提案書は日本語で作成してください。
- ・再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の事業者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・提出された提案書等は返却しません。
- ・応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

5. 秘密の保持

NEDOは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。

この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。

また、提案書の添付資料「業務管理者研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第3条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

6. 委託先の選定

（1）審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

また、委託先からの再委託等を予定している場合は、再委託先等も含めて実施体制の審査を行いますので、委託先に加えて再委託先等を体制に取り入れる必要性・妥当性等についても事実に基づいて提案書に記載してください。

（2）審査基準

i. 採択審査の基準

a. 提案書の内容について

- ・当該委託事業の目標がNEDOの意図と合致していること。
- ・当該委託事業の方法、内容等が優れていること。
- ・当該委託事業の経済性が優れていること。

b. 事業者の遂行能力について

- ・当該分野の業務に関する実績を有していること。
- ・当該委託事業を行う体制が整っていること。
- ・経営基盤が確立していること。
- ・当該委託事業に必要な研究員等を有していること。
- ・その他委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

c. ワーク・ライフ・バランス等推進企業について

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。

ii. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

a. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。

2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。
- b. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
 (再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
 3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
 4. 経営基盤が確立していること。
 5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
 6. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

- a. 採択結果の公表等
 採択した案件(実施者名、事業概要)はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。
- b. 採択審査員の氏名の公表について
 採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。
- c. 附帯条件
 採択に当たって条件(提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担率の変更等)を付す場合があります。

(4) スケジュール

2021年 6月29日(火)	: 公募開始
7月 7日(水)	: 公募説明会(オンライン開催)
7月29日(木)正午	: 公募締め切り
8月中旬(予定)	: 事前審査(外部有識者による審査)
9月上旬(予定)	: 契約・助成審査委員会
9月下旬(予定)	: 委託先決定
10月上旬(予定)	: 公表(プレスリリース)
10月中旬(予定)	: 契約

7. 留意事項

(1) 契約

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託

業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。

なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階にて実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第27条第2項又は共同研究契約約款第29条第2項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添2）を変更し提出していただきます。

(5) 業務管理者経歴書の記入について

全体提案又は部分提案のいずれの場合においても、各提案者の研究開発の責任者となる「業務管理者」の研究経歴書を提出していただきます。詳細は別添3を御覧ください。

【参考】 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDOが運用するシステムではありません。）

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の状況を記載していただきます。詳細は別添4を御覧ください。

(7) NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入

過去に実施したNEDOの研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。詳細は別添5を御覧ください。

なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。詳細は、別添6を御覧ください。

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(10) 知財マネジメント

- ・本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用します。詳細は、別添7を御覧ください。
- ・本プロジェクトでは、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。
- ・本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただきます。

(11) データマネジメント

- ・本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。詳細は、別添8を御覧ください。

(12) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】

平成22年6月19日総合科学技術会議

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(13) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的

研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1)及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御覧ください：NEDOホームページ

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
 - i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
 - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
 - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
 - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。
- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について
本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。
体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。
また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(14) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

- a. 本事業において不正行為があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
 - ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間)
 - iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間)
 - iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
 - v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。
- b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合
- 国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。
- なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。
- c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口
- NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通

知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部（公正対策室）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ホームページ： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(15) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

(16) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(17) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、別添9のとおりNEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(18) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{*}が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があ

ります。関係法令・指針等に違反し、事業を実施した場合には、事業費の交付決定を取り消すことがあります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。なお、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <https://www.cistec.or.jp/>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(19) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

(20) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等を説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び FAX 番号、電子メールアドレス）を2021年7月5日（月）12時までにE-mailで新エネルギー一部担当者（bio-forest@ml.nedo.go.jp）までご連絡ください。（様式は問いません）

注：応募に当たって、公募説明会への出席は必須ではありません。

日時：2021年7月7日（水）9時30分～12時00分

（終了時間は多少前後する可能性があります）

場所：新型コロナウイルス感染症対策のためオンライン（Microsoft Teams）で開催致します。

9. 問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、7月7日から7月14日の間に限り下記宛てに電子メールにて受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー部 バイオマスグループ 古川・岩橋・宇田・岩佐・河目・堀田

E-mail：bio-forest@ml.nedo.go.jp

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

11. その他

なお、NEDO公式Twitter（<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>）をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせをTwitterにて確認できます。ぜひフォローいただき、ご活用ください。

関連資料

- ・基本計画
- ・2021年度実施方針
- ・提案書の様式

別添1：提案書作成上の注意、表紙、要約版、本文

別添2：研究開発成果の事業化計画書

別添3：業務管理者経歴書の記入について

別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添5：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について

別添6：情報管理体制等の確認票

別添7：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添8：本プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添 9：契約に係る情報の公表について

・参考資料

参考資料 1：追跡調査・評価の概要

1. 件名

木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業／木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業

2. 目的

(1) 政策的な重要性

バイオマス発電は、主力電源としての再生可能エネルギーの一翼を担い、特に木質バイオマス発電・熱利用は、「エネルギー自給率向上に資する非化石エネルギー」、「レジリエンス向上に資する分散型のエネルギー」、「我が国の森林整備・林業活性化の役割を担い、地域の経済・雇用にも貢献する」等の多様な価値を有する。

しかしながら、現行の多くのバイオマス発電事業は、固定価格買取制度（以下、「FIT制度」という。）の支援の下で成立しており、FIT制度による買取期間終了後は、事業継続が困難となる懸念がある。

バイオマスのエネルギー利用は、2030年のエネルギーミックス実現に向けて道半ばの状況であり、取組を加速する必要がある。

(2) 我が国の状況

我が国では、2018年7月に閣議決定された「第五次エネルギー基本計画」において、初めて再生可能エネルギーを主力電源化していく方向性が掲げられた。本計画における2030年度の電源構成のうち、再生可能エネルギーは22～24%、その内、バイオマスは3.7%～4.6%（602～728万kW）と大型水力を除いて太陽光発電に次ぐ割合であり、重要な再生可能エネルギー源としての役割を期待されている。また、地産地消の地域活用電源を推進する観点から、木質バイオマスを活用したバイオマス発電に期待する声が大い。

他方、バイオマス発電の導入については、東日本大震災以降、FIT制度創設等の政策効果により、着実に進展しているが、道半ばの状況である。

(3) 世界の取組状況

IEAの報告書によると、世界のバイオマス電力容量は2019年に8.5GW拡大し、これは過去2番目に高い年間導入量となっている。特にバイオマス発電導入量は、世界上位8カ国中、欧州圏の3カ国（ドイツ、英国、イタリア）が占めている状況のなか、一方で我が国の再エネ導入量（2017年）は世界第6位であり、このうちバイオマス発電は世界第7位となっている。

(4) 事業のねらい

バイオマスエネルギーの利用拡大を推進し、木質バイオマス燃料に係る事業の持続性に資するためには、木質バイオマス燃料の資源量拡大、燃料の安定供給確保、発電コストの低減、地域との共生が必要である。特に、木質バイオマス発電については、燃料の安定的・効率的な供給・利用システムが発展途上であり、森林・林業と発電事業等が持続可能な形で共生する商慣行が定着していないという課題がある。

そこで、「木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業」では以下の事業を実施する。

- ① 新たな燃料ポテンシャル（早生樹等）を開拓・利用可能とする”エネルギーの森”実証事業

② 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の安定的・効率的な製造・輸送等システムの構築に向けた実証事業

③ 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業

上述の③に関して、我が国においては燃料品質にばらつきがあるため、例えば、1) 燃焼炉内の温度が安定せず停止を繰り返すといった事象が生じ、結果として設備利用率が低下するなどの支障が生じる、2) 燃料品質を調整するための手間（コスト）が発生する、3) 良品と粗悪品（水分量の多寡等）に価格差が生じず、良品を生産するインセンティブがない、といった課題があり、発電事業者が安定的に高品質な燃料材を調達する障壁となっている。

こうした課題を解決するため、需要者を含む関係業界に広く普及する木質バイオマス燃料の品質規格と運用制度を策定することにより、木質バイオマス燃料の品質向上および公正なエネルギー取引の定着、市場取引の活性化等を図る。

3. 本委託事業の内容

本委託事業は、「③ 木質バイオマス燃料（チップ、ペレット）の品質規格の策定委託事業」を実施するものである。国内の燃料材品質を統一的に評価する仕組みを構築するために、原料の材質等も勘案した上で、チップ、ペレットごとに品質規格を策定することとする。また、品質規格を継続運用するための運用制度の策定を行う。

(1) 品質規格と運用制度策定に係る調査

品質規格を策定するにあたり、国内および海外の品質規格に関する実態調査や、原料の材質等に関する調査など、総合的な調査を実施し、品質規格および運用制度の策定に関する課題等について整理し、調査報告書としてまとめる。

(i) 国内業界の実態と考え方に関する調査

- ・国内におけるチップ等の品質の実態調査や、需要者を含む関係業界（発電事業者、熱供給事業者、製紙業者等）の燃料材品質に関する考え方を調査し、課題や問題点を明確にして整理する。

(ii) 海外の実態に関する調査

- ・欧州等における需給状況、品質規格の運用状況等について調査し、制度設計の参考とする。

(iii) 早生樹等の活用に関する調査

- ・早生樹活用に取り組んでいる事業者等に、活用の実態や課題についてヒアリング調査等を行い、品質規格としての取扱を検討する。

(iv) 原料の材質及び成分に関する調査

- ・樹種や地域等で材質等に差があることが想定されるため、サンプル調査等を行い、どのような傾向をもつかを把握する。その結果を踏まえて認証の在り方を検討する。

(v) 調査報告書の作成

- ・実施した調査について、調査結果・課題・検討結果等を調査報告書にまとめる。

(2) 品質規格と運用制度の策定

調査結果等を基に検討を行い、品質規格の策定、および運用制度等の策定を行う。

(i) 品質規格の策定

- ・調査結果を基に、品質規格を策定する。

(ii) 品質以外の重要事項の取扱いに関する検討

- ・GHGや燃料材の証明に関する評価について検討し、運用制度等に反映する。

(iii) 運用方法、認証の在り方、インセンティブ等に関する検討と運用制度の策定

- ・現場における測定方法等や、事業者へのインセンティブの在り方等について検討する。
- ・品質規格を社会実装し継続運用していくためのシステム（認証機関、管理システム等）について検討し、運用制度を策定する。

(3) 品質規格の普及に関する取り組み

ガイドライン等の作成、シンポジウムや講習会の開催、品質規格試行運用の検討など、品質規格の普及促進に関する取り組みを実施する。

(4) 外部有識者による評価

委員会の目的・目標を明確化した上で、外部有識者による委員会を事業者が設置する。外部有識者による委員会において、検討・策定した「品質規格」および「運用制度」の妥当性について、需要者を含む関係業界に広く普及するものであるか等の観点から審議する。

上記以外に品質規格および運用制度の策定として検討すべき項目、内容については、自由に提案すること。また、成果物として、1年目は調査報告書の作成、2年目は品質規格および運用制度の策定を実施すること。

4. 本委託事業の期間

NEDOの指定する日から2023年2月28日まで（複数年度契約）

5. 予算と補助率

総額 100百万円程度

委託事業（100% NEDO負担）

6. 報告書

2021年度終了時には、中間年報の電子ファイル（PDFファイル形式）を、2022年度終了後には成果報告書の電子ファイル（PDFファイル形式）を、以下の手引きに従い「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を用いて、所定の期日までに提出してください。

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tebiki_index.html

7. 報告会等の開催

委託期間中または委託期間終了後に、別途NEDOの指定する方法で成果の報告・発表等を依頼することがあります。

8. 技術検討委員会による審査

NEDOが設置予定の外部有識者による技術検討委員会において、事業進捗の妥当性等について審議します。なお、委員会は原則、年1回実施します。

以上